

1 | することとされている。

削除: して

2 |  
3 | 奨学寄附金の位置付け等から見て、他の受託研究費と同様に取り扱う  
4 | 必要があるかという点について再検討を行った。

削除: 意味合い

5 |  
6 | ② 報告された調査等の内容

7 | 厚生労働科学研究（長谷川班）において、全国の医学部・薬学部（研  
8 | 究科）の会計担当者を対象に、奨学寄附金の大学における制度的な位置  
9 | 付けや取扱い、奨学寄附金と他の寄附金・契約金等との区別の有無等  
10 | についてアンケート調査が行われた。

11 | 当該アンケート調査の暫定集計結果は、以下のとおりであった。

削除: によると、

12 | 1) 奨学寄附金の学内の制度的な位置付けについては、約6割の大学  
13 | で明文化した規程があり、約1割の大学では明文化はしていない  
14 | が取扱いのルールがある一方、約2割の大学においては特にルー  
15 | ルはなかった。

書式変更: インデント: ぶら下  
げインデント: 2字, 左 4.56  
字, 最初の行: -2字

削除: 奨学寄附金について

16 | 2) 奨学寄附金とそれ以外の寄附金（不動産、動産を含む）について  
17 | は、両者を区別して取り扱っている大学は約5割であり、約4割  
18 | の大学は両者を寄附金として一括して取り扱っていた。

19 | また、奨学寄附金と研究契約金（治験や共同研究、受託研究に係  
20 | る費用）については、両者を規程上区別して取り扱っている大学  
21 | は約9割であった。

22 | 3) 奨学寄附金の研究者による使用については、約5割の大学で明文  
23 | 化した規程があり、約2割の大学では明文化はしていないが取扱  
24 | いのルールがある一方、約2割の大学においては特にルールはな  
25 | かった。

26 | 4) 奨学寄附金の使途制限については、約4割の大学で明文化した規  
27 | 程があり、約3割の大学では明文化はしていないが取扱いのルー  
28 | ルがある一方、約3割の大学においては特にルールはなかった。

29 | 5) 奨学寄附金の経理方法については、約9割の大学で全て機関経理  
30 | されていた他、1大学を除く残りの大学で原則機関経理が行われ  
31 | ていた。

32 | 6) 奨学寄附金の使途の管理方法については、約6割の大学で規程が  
33 | ある一方、約3割の大学では規程がなかった。

書式変更: インデント: ぶら下  
げインデント: 2字, 左 4.56  
字, 最初の行: -2字

34 | 7) 奨学寄附金の個別事例ごとに、企業名、金額及び受取人が対応付  
35 | けられる形で書類上管理されている大学は約4分の3である一方、  
36 | 約2割の大学ではそのように管理されていなかった。

37 | 8) 奨学寄附金の企業名、金額及び受取人の情報について、情報公開